

令和2年度  
大学・短大・高専入学予定者対象

福島県奨学生大学等入学一時金

追加募集の案内

本県奨学資金は、福島県出身者であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

〈募集の種類〉

【入学一時金（一括貸与）】 募集人員89名程度

- 1 対象者 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和2年4月に大学・短期大学・高等専門学校（略称:高専）への進学を予定する者
- 2 貸与額 50万円
- 3 貸与方法 大学等の合格状況を確認の上採用を決定し、奨学生本人の口座に一括振込み
- 4 採用の決定
  - ① 選考の上、内定者には福島県教育委員会（以下、「県教委」）より令和2年2月中旬までに通知
  - ② 合格通知書のコピー・確約書・誓約書を県教委に提出
  - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知
  - ④ 振込日は決定通知の際にお知らせします（令和2年3月末までに振込予定）

〈申込の方法〉 原則として、在学する（又は出身の）高校等を通して行います

- ① 申請に必要な書類を学校へ提出 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

↓

- ② 学校の推薦を得て申請へ

↓

- ③ 学校より申請書類を県教委へ **令和元年12月20日(金) 必着**

※ ただし、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者は直接県教委へ申し込みます

※ 提出期限は上記期限厳守となります

## <応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

### 【大学・短大入学予定者の場合】

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在学学生〕

- ① 福島県内の高等学校等に在学する場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等に在学する場合、卒業の月に福島県奨学資金を受けていることが見込まれること。
- ③ 保護者のうち、少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在学学生以外〕

- ① 福島県内の高等学校等を卒業している場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等を卒業している場合、卒業の月に福島県奨学資金の貸与を受けていたこと。
- ③ 高等学校等を卒業していない場合、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者(合格当時福島県内に住所を有していた場合に限る。)であり、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ④ 保護者のうち、少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

### 【高等専門学校入学予定者の場合】

〔福島工業高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学する時点で、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔福島県外の高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、本人及び保護者の少なくとも1名が、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。

- 2 在学(出身)学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

### 【学 力】

高等学校等における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。

### 【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

## <注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
  - ※ 出身校からの推薦を受けられる者は、卒業後2年以内程度の者とします。
  - ※ 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者の場合は、学校からの推薦は必要ありません。
- 2 同種類の修学資金を他から受けないこと。
  - ※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。なお、本県奨学生に採用後にその旨発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 大学等入学一時金は選考の上、決定します。応募者が多い場合は、資格を満たしていても採用(内定)されないことがあります。
- 4 令和2年4月に大学等に入学しなかった場合や、対象外の学校に入学した場合、採用(内定)は取り消しとなります。

＜必要書類＞ 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(生徒)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。  
※ 連帯保証人・・・福島県内に居住する(住民票がある)親権者等。  
※ 保証人・・・申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している学校で記入します

- ① 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者の場合は、提出する必要はありません。代わりに「合格証明書」又は「合格成績証明書」を提出してください。

令和元年度(平成30年分)所得証明書(就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 平成30年の中途又は平成31年から申し込み時点までの間に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。

住民票謄本(本籍記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)  
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

保証人の住民票抄本(本籍記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

口座振替による支払申出書

- ① 申請者(生徒)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開き1頁目のA4コピーを必ず添付してください。  
※ 口座番号を訂正した場合や銀行窓口に出向くことができない場合は、通帳(銀行名/支店名/口座番号/カナ口座名がわかる頁)のA4コピーを添付してください。
- ③ 申請者(生徒)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

- 居住証明書  
 特別の事情にかかる経費内訳  
 給与支払(見込)証明書

＜注意＞  
該当者のみ提出

## 返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

### 返還額の例

貸与額	初回返還額	2回以降返還額	回数	年数
500,000円	66,000円	62,000円	8回	4年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

**【返還の期間・方法】** 大学等を卒業した翌月の6ヶ月後から4年以内に、全額を**半年賦（年2回）**で返還していただきます。福島県より納入通知書を発行・送付いたしますので、金融機関の窓口より納入していただくようになります。

**【利子及び延滞利息】** 利子は、**無利子**となります。  
なお、返還すべき日までに返還されない場合は、**年10%の延滞利息**が発生します。また、期限を経過しても返還に応じて頂けない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

## 問い合わせ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16  
福島県教育庁高校教育課  
TEL:024-521-7775(直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索 

## 所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が別表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

### 給与所得者 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」  
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（別表1）から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

- ② 特別控除額表（別表3）から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（別表2）により 5人世帯4,280千円以下 ということで申請可能となります。

### 給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	自営業	営業所得	3,300千円	490千円
姉	私立専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円

父子家庭控除額

- ① 給与所得の計算式（別表1）は当てはめない。

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

- ② 特別控除額表（別表3）から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 280) = 1,410千円$$

- ③ 所得基準額表（別表2）により 3人世帯3,620千円以下 ということで申請可能となります。

別表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額-4,860千円=所得金額

別表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,860,000円	5人	4,280,000円
2人	3,100,000円	6人	4,520,000円
3人	3,620,000円	7人	4,750,000円
4人	3,950,000円	8人	4,980,000円

※ 世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに230,000円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

別表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき)  注1：自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書でそれが確認できる場合に限り、確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
自宅外通学	620,000円		1,120,000円			
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円			
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円			
3	障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円				

- 備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。  
 ② 現時点(申請時点)において特別の事情に該当する項目について控除されます。  
 ③ 3の身体障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。